日調連発第２１２号
平成２４年１０月２３日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入について（参考送付）

この度、大分会から、別添のとおり標記制度が本月１日から大分市で実施されている旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

市振第１６８０号
平成２４年１０月１８日

大分県弁護士会長　殿
大分県司法書士会長　殿
大分県土地家屋調査士会長　殿
南九州税理士会大分県連合会長　殿
大分県社会保険労務士会長　殿
日本弁理士会大分事務所長　殿
日本海事代理士会九州支部理事　殿
大分県行政書士会長　殿

大分県総務部市町村振興課長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入について（通知）

平素より住民基本台帳事務等の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、別紙のとおり、大分市において平成２４年１０月１日より標記の事前登録型の本人通知制度が導入されることになりました。

本制度は、住民票又は戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した際に、事前に登録した住民に対して、その事実を通知するものであり、不正請求の早期発見や不正請求への抑止につながることが期待されています。そのため、制度導入が全国的に広がりを見せており、本県においても、４月１日より２市１町で導入が行われているところです。

つきましては、本通知制度の趣旨にご理解をいただき、各会員に対する周知徹底など大分市の取り組みにご協力をいただきますようお願いします。

なお、本制度の詳細については、大分市にお問い合わせください。

市町村振興課行政班
担当　岩元
TEL　097-506-2409
FAX　097-506-1720

大分県土地家屋調査士会
受
24.10.22
付
25

写

市民第１５７２号
平成２４年９月２８日

大分県知事　広瀬　勝貞　殿

大分市長　　釘宮　磐

住民票の写しの第三者交付に係る本人通知制度の導入について

初秋の候、貴職におかれましては平素より住民基本台帳事務等の円滑な運営につきまして、格別のご協力とご教示を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、下記のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。

なお、ご多忙のところ恐れいりますが、関係者団体（八業士）につきましては、貴職からもご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

実施月日　　平成２４年１０月１日
添付書類　　制度概要

お問い合わせ先　大分市役所　市民課　窓口担当班
電話　５３４－６１１１　内線１３２８・１３２９

大分市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

□ 制度の概要

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合に、本人通知を希望する登録者に対して、その交付した事実を通知するものです。

本人通知をすることにより、住民票の写しなどの不正請求および不正取得の早期発見や、委任状の偽造などによる不正請求を防止するために実施します。

（平成２４年１０月１日より実施、事前受付けは平成２４年９月１８日より）

□ 市民等への周知徹底方法・時期

- 市報（平成２４年９月１５日号予定）
- 大分市役所ホームページ（市報と同時期及び適宜の時期にスポット広報）
- 市民課・各支所・出張所・地区公民館等に周知のビラを設置

□ 登録方法

事前登録制となり市民課・支所・出張所の各窓口で登録できます。

□ 事前登録対象者

大分市の住民基本台帳に記載されている方（住民基本台帳又は戸籍の附票から消除された方を含む）または大分市の戸籍に記載されている方（戸籍から除かれた人を含む）のうち希望者

□ 事前登録に必要なもの

- 登録申請用紙
- 窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・健康保険証等）
- 代理人の場合は委任状
- 法定代理人はその権限を確認できる書類（戸籍謄本・登記事項証明等）

□ 交付の通知

事前に登録された方の住民票の写し等を交付した場合、その交付事実を郵送で通知します。交付通知書では、請求者・交付先はお知らせしません。

【通知方法】

- 事前登録者の住所地宛に通知書を郵送する。

【通知内容】

- 交付年月日・証明の種別・通数・請求者の種別

【対象とする証明】

- 住民票（除票を含む）の写し
- 住民票（除票を含む）の記載事項証明書
- 戸籍の全部事項証明・個人事項証明
- 戸籍（除籍を含む）謄抄本
- 改製原戸籍謄本・抄本
- 戸籍の附票（除附票を含む）の写し
- 戸籍の記載事項証明書（除籍を含む）

【対象とする請求の種別】

- 第三者請求（法人請求・八士業請求・個人）及び委任状による本人等請求

【開示請求】

- 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、大分市個人情報保護条例により本人（法定代理人等）が開示請求をすることができます。開示請求が認められた場合において、大分市個人情報保護条例の規定の範囲内での情報が開示となります。

□　手続きの流れ

（1）事前登録受付	市民課・支所・出張所の各窓口
（2）第三者・代理人からの交付請求	第三者・代理人から交付請求があった場合、内容を審査し、住民票の写し等を交付します。
（3）事前登録者に交付した事実を通知	登録者に対し、交付した事実を通知します。 通知内容は、交付年月日・証明の種別・通数・請求者の種別（本人等の代理人・代理人以外）です。

問い合わせ先　　大分市役所　市民課　窓口担当班
５３４－６１１１　内１３２８・１３２９